

佐渡市と上智大学との連携に関する協定書
Sado-Sophia Sustainability (3S) Initiative

佐渡市（以下「甲」という。）と上智大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙と包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力し、地域スケールにおける自然環境保全とSDGs（持続可能な開発目標）の推進および人材の育成と国際交流に寄与することを目的とする。

（連携および協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力するものとする。

- (1) 佐渡の環境に関すること
- (2) 佐渡の教育・国際交流に関すること
- (3) 佐渡の経済・福祉に関すること
- (4) その他双方が必要と判断した事項

（連携体制）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整担当窓口を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、本協定の実施を通じて知り得た相手方秘密情報を、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩し、本協定以外の目的で使用又は第三者に使用させてはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 相手方から知得した時点で既に保有していた情報
- (2) 相手方から知得した後、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (3) 相手方から知得した情報とは無関係に独自に開発又は知得した情報

- (4) 相手方から知得した時点で既に公知となっていた情報
- (5) 相手方から知得した後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報

2 本条は、本協定終了後もなお効力を有する。

（個人情報保護）

第6条 甲と乙は、本協定の実施を通じて知り得た相手方が保有する個人情報について、第三者に提供しないとともに、本協定の実施に必要な範囲を超えて利用、提供、複製しない。

2 本条は、本協定終了後もなお効力を有する。

（中途解約）

第7条 甲又は乙は、協定期間の満了前であっても、3カ月前までに相手方に書面で通知することにより、本協定を解約することができる。

（協議）

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上で各々一通を保有する。

令和4年9月1日

甲 新潟県佐渡市千種232
佐渡市長

渡辺亮五

乙 東京都千代田区紀尾井町7-1
上智大学長

眞道佳明